

總論

1 計画策定の目的

平成30年3月に策定した「日立市高齢者保健福祉計画2018」（以下「前計画」という。）は、高齢化の進行を象徴する問題の一つとして、総人口の中で最も層が厚くなっている「団塊の世代」が後期高齢者（75歳以上）となる2025年を見据えた超高齢社会に対応するため、「住まい・医療・介護・予防・生活支援」を一体化させ、地域全体で高齢者を支えるための「地域包括ケアシステムの推進」などを掲げた計画でした。

今回、策定した「日立市高齢者保健福祉計画2021」では、「2025年（令和7年）問題」に対する施策を実行するとともに、団塊ジュニア世代が65歳以上になり、生産年齢人口が急減する「2040年（令和22年）問題」への対応も視野にいれ、誰もがより長く元気に活躍できる社会の実現を目指した新たな計画です。

2 計画の性格、位置付け

「日立市高齢者保健福祉計画2021」は、「日立市高齢者保健福祉計画」と「第8期日立市介護保険事業計画」「日立市成年後見制度利用推進計画」の総称です。

日立市高齢者保健福祉計画

老人福祉法に基づく、高齢者の福祉事業を推進するための計画（市町村老人福祉計画）に、高齢者の保健を推進する内容を独自に盛り込み策定した計画です。

第8期日立市介護保険事業計画

介護保険法に基づくもの（市町村介護保険事業計画）で、その性格は、介護保険事業に関する保険給付の円滑な実施に関する計画です。

3年を1期とする計画で、今回の計画は第8期となります。

※市町村老人福祉計画と市町村介護保険事業計画は、一体的に策定することとされています。

日立市成年後見制度利用推進計画

成年後見制度利用促進法に基づき、成年後見制度の利用の推進に関する施策の総合的かつ計画的推進を図るために策定した計画です。

(1) 性格

前計画（平成30年度～令和2年度）においては、団塊の世代が75歳以上（後期高齢者）となる2025年（令和7年）を見据えた「地域包括ケアシステムの推進」など、各種事業に取り組んできました。

「日立市高齢者保健福祉計画2021」の策定においても、これらの方針を継承し、更に現役世代が急減する2040年（令和22年）を見据えた取組を進めていく段階的な位置付けという性格を有します。

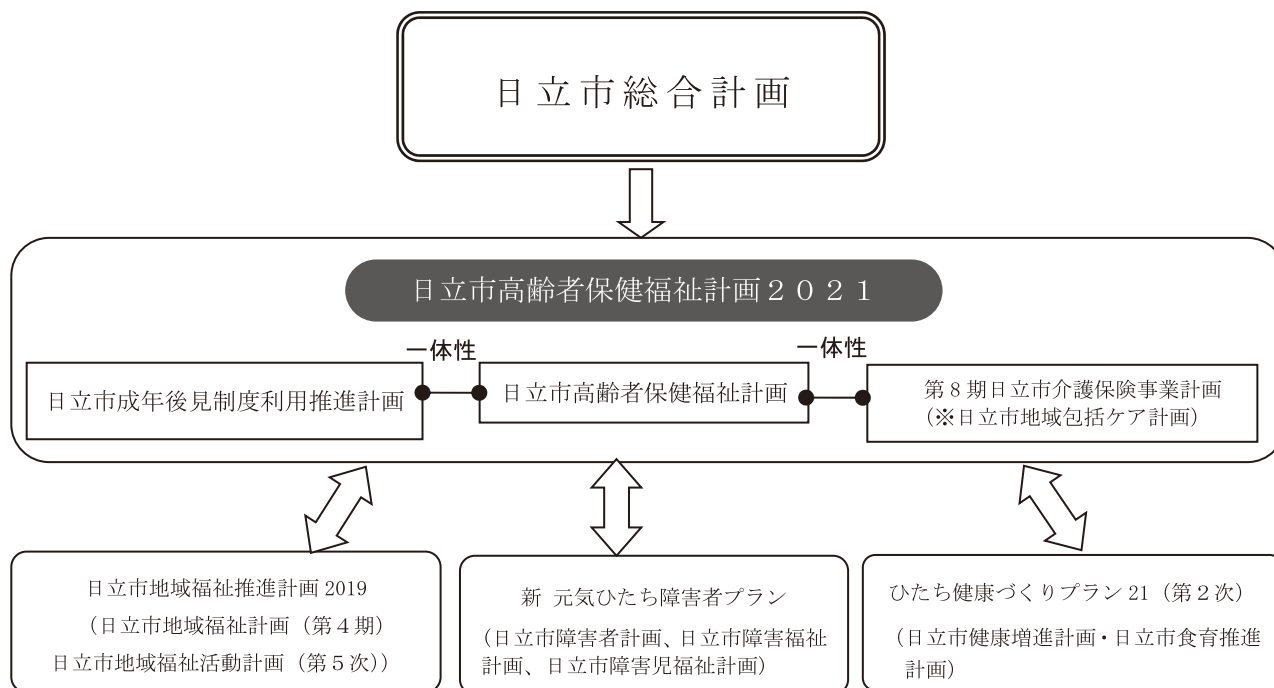
(2) 位置付け（図1）

計画の策定に当たっては、「日立市総合計画」をはじめ、「日立市地域福祉推進計画2019」（日立市地域福祉計画第4期、日立市地域福祉活動計画第5次）、（新障害者プラン）、「ひたち健康づくりプラン21（第2次）」（日立市健康増進計画・日立市食育推進計画）との整合を図ります。

また、市町村老人福祉計画と市町村介護保険事業計画を一体的に策定することとされており、段階的に介護サービスの充実・高齢者を支える地域づくりを進める「日立市地域包括ケア計画」として位置付けます。

さらに、成年後見制度利用促進法第14条第1項に基づき、成年後見制度の利用の推進に関する施策についての基本的な計画（以下、「成年後見制度利用推進計画」という。）を本計画と一体的に策定し、成年後見制度の利用を計画的に推進します。

<図1 次期計画の位置付け>



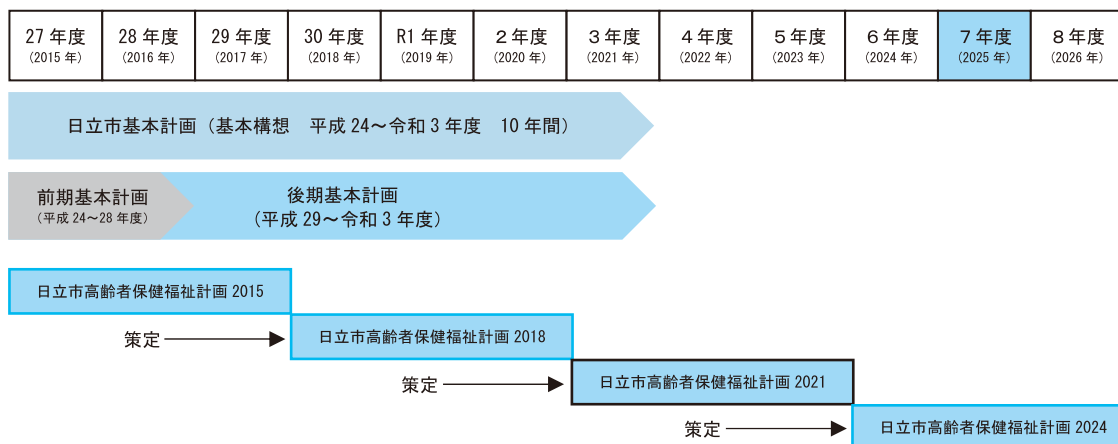
※地域包括ケア計画（令和2年2月21日第90回社会保障審議会介護保険部会資料 「基本指針の構成について」から抜粋）

市町村介護保険事業計画第6期（平成27年度～29年度）以降の計画は「地域包括ケア計画」として位置付けられ、2025年までの各計画期間を通じて地域包括ケアシステムを段階的に構築することとされています。

3 計画期間

令和3年度から令和5年度（2021～2023）までの3か年とします。

市町村介護保険事業計画は、介護保険法の規定により3年を1期として計画することとなっています。よって、一体的に策定する日立市高齢者保健福祉計画の計画期間も3年とします。



4 計画の策定

(1) 日立市高齢者保健福祉計画2021策定のための調査

市民の方や介護サービス利用者等の意見・要望等を計画に反映するため、令和元年度に実態調査やニーズ調査等を行い、高齢者や介護を取り巻く状況について実態の把握に努めました。

(2) 庁内ワーキングチーム

関係各課の職員で構成するワーキングチームを設置し、本計画の策定に向けた調査、研究、準備を行いました。

(3) 日立市高齢者政策推進会議

公募の市民、学識経験者、介護・保健・医療・福祉関係者等により構成された「日立市高齢者政策推進会議」において本計画の検討を進めました。

(4) パブリックコメント

市民から幅広く意見をいただくため、市ホームページを通して広く周知し、計画案の概要版を各支所等に備え付けるとともに、市民意見の把握と反映に努めました。

5 推進体制

(1) 事業の推進

計画の推進に当たっては、総合的な高齢者施策の推進を図るため、企画・総務部局等の庁内組織を活用するとともに、関係団体等との連携や協力を図ります。

(2) 進行管理

「日立市高齢者政策推進会議」に計画の推進状況を報告することで、計画の達成状況の点検、評価を行います。